定　　款

（商号）株式会社成学社

定　　款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社成学社と称し、英文ではSEIGAKUSHA CO.,LTD.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．　学習塾の経営
２．　学力検査問題、塾用教材、書籍の販売
３．　教育に関するコンサルタント業
４．　保育所および託児所の経営
５．　日本語学校およびカルチャースクールの経営
６．　外国語教室の経営
７．　有料職業紹介事業および労働者派遣事業
８．　特定技能外国人支援事業
９．　不動産の売買および賃貸業
１０．パソコン教室の運営
１１．スポーツ教室の経営
１２．コンピューターに関わる修理および保守点検サービス業
１３．飲食店の経営
１４．上記各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は１５，３６０，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第10条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　　株　主　総　会

（株主総会の招集）

第11条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第12条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第13条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第14条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第16条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等の電子提供措置）

第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第４章　　取 締 役 お よ び 取 締 役 会

（員数）

第18条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（選任方法）

第19条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第25条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第26条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　　監 査 役 お よ び 監 査 役 会

（員数）

第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第29条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役の選任に係る決議の効力）

第31条　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（常勤監査役）

第32条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第35条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

２　監査役会の議事録は、監査役会の日から１０年間本店に備え置く。

（監査役会規程）

第36条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第37条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第６章　　会　計　監　査　人

（会計監査人の選任）
第38条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第39条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第41条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第43条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）
第44条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　　則

第１条　変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

２　施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から６か月を経過した日、もしくは施行日から６か月以内に開催する最後の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

３　本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。